

東京都社会福祉審議会（第52回総会）の審議結果

1 開催日時

平成16年7月5日（月）午前10時00分から正午まで

2 場所

東京都庁第1本庁舎33階（北側） 特別会議室N6

3 出席者

委員

委員長	三浦 文夫	武蔵野大学名誉教授
副委員長	高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
副委員長	田端 光美	日本女子大学名誉教授
委員	大木田 守	東京都議会議員（公明党）
委員	大澤 義行	東京都民生児童委員連合会会長
委員	大本 圭野	東京経済大学経済大学教授
委員	小美濃 安弘	東京都議会議員（自民党）
委員	唐澤 祥人	東京都医師会会長
委員	手塚 和彰	千葉大学法経学部教授
委員	新村 保子	住友生命総合研究所常務取締役
委員	野島 善司	東京都議会議員（自民党）
委員	初鹿 明博	東京都議会議員（民主党）
委員	平川 佐保子	日本語教師（公募）
委員	藤井 俊郎	会社顧問（公募）
委員	南 砂	読売新聞社編集局解説部次長
委員	三宅 亨	東京都社会福祉協議会副会長
委員	本沢 巳代子	筑波大学社会科学系教授
委員	渡辺 光子	東京商工会議所女性会常任理事
委員	渡辺 康信	東京都議会議員（日本共産党）
起草委員	武田 雅弘	(株)ベネッセスタイルケアチャイルド事業部長

4 議事

1 開会

2 審議事項

東京都社会福祉審議会意見具申（案）

「利用者本位の福祉の実現に向けて」

～福祉サービス市場とこれからの福祉～

3 閉会

5 議事録

午前10時05分

梶原計画調整課長 本日は、お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。私は、当審議会の事務局の書記を担当させていただいております福祉局計画調整課長の梶原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局より、委員の皆様の出席につきまして報告をさせていただきます。

本審議会の委員総数は、30名でございます。そのうち、本日、所用のために欠席の報告をいただいております委員の方々は、今井委員、臼井委員、大橋委員、大道委員、小口委員、小林委員、寺田委員、中山委員、野村委員、藤井一委員、渡邊潤子委員の11名でございます。したがって、本日出席予定の委員の方は19名となりますので、定足数に達することを報告させていただきます。

起草委員である武田委員にも、本日は御出席いただいております。

続きまして、お手元に会議資料「意見具申（案）」を配付してございます。これは直前でしたが、事前に御送付したものと同じものでございます。

また、本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせいたします。

なお、当審議会の議事録は、東京都のホームページに掲載され、インターネットを通じて公開されますので、申し添えさせていただきます。

では、委員長、よろしくお願いいたします。

三浦委員長 おはようございます。本日は、大変お忙しい中を御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

ただいまから、第52回東京都社会福祉審議会を開会いたします。

本審議会は、昨年3月に開催しました総会におきまして、介護保険の導入以来、急速に拡大している福祉サービス市場を中心に、福祉サービスを取り巻く状況の変化を踏まえ、これからの福祉のあり方についての検討をすることを決めまして、そのために「これからの福祉」検討分科会というものを同年5月に設けております。

この分科会は、これまで7回、その間に起草委員会を6回開催して、検討、審議を進

めてまいりました。

高橋分科会長をはじめとしまして、分科会委員の皆様の精力的なご審議によりまして、具体案を取りまとめていただきました。その御苦労に対しまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。

さて、本日、お手元に具申案が配付されております。これにつきましては、4月27日の拡大分科会におきまして、起草委員会からの案をご提出いただきまして、それについて、各委員の皆さんから御意見をちょうだいしたわけでございます。大変活発な御意見をいただきました。

その後、寄せられました御意見等を反映いたしまして、さらに起草委員会で検討し、6月25日の分科会で報告いたしました。その際に、そこでの御意見等を踏まえまして、最終案につきましては、分科会長に一任いただいております。そうした決定を踏まえまして、最終的に調整したものが、今お配りされております意見具申案でございます。

したがって、本日は、この案について、若干の意見交換を行った上で、審議会としましては、都知事に対する意見具申として決定したいと考えております。

本日は、福祉局長もおいでいただいておりますので、後ほど意見具申をお渡しするという手順を進めさせていただきたいと存じますので、よろしく御協力のほど、お願いしたいと思います。

それでは、早速議事に移らせていただきたいと思います。

まず最初に、これまでの審議の経過について、事務局から簡単に御説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

梶原計画調整課長 それでは、私から説明させていただきます。

お手元にお配りをしてございます意見具申(案) 41ページをお開けいただきたいと思います。

今、委員長からもございましたけれども、本審議会、今期の第16期の審議経過について41ページ、42ページに記載させていただいております。このうち、第50回審議会におきまして、今期の審議課題について、介護保険導入以降、急速に拡大している福祉サービス市場を中心に福祉サービスを取り巻く状況の変化を踏まえ、これからの福祉のあり方について検討するということが決められました。これに基づきまして、「これからの福祉」検討分科会を15年5月9日から開催をいたしました。

第1回目、これは全体の「大都市東京におけるこれからの福祉のあり方について」ということで意見交換をした後に、第2回、第3回、第4回につきましては、それぞれの委員の方々から御報告をいただき、御審議いただきました。「公的介護保険制度と市場」につきましては白石委員、「福祉サービス市場における民間企業の役割とその参入促進」につきましては武田委員、次の第3回でございますが、「福祉サービスの消費者(利用者)保護のあり方」は執行委員、「これからの地域福祉の市民ニーズとNPOの役割」につきましては中村委員、第4回の「サービス供給体制の変容と政策形成のあり方」につつま

しては平岡委員、「高齢者介護研究会報告が示唆するもの」につきましては高橋委員ということで、委員報告をいただきました。

その後、具体的な論点整理、具体的な意見具申ということで、起草委員会を昨年10月に立ち上げました。それ以降、第1回、この論点整理をした上で、この検討分科会におきまして、論点整理案及び論点整理項目案について11月にご審議をいただき、その後、第51回の総会、それから起草委員会につきましては、次のページでございますけれども、第6回にわたって御審議をいただき、「これからの福祉」検討分科会、6月25日にこの意見具申案について御意見をいただいたところでございます。

簡単ではございますが、審議経過については以上でございます。

三浦委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、この具体案につきまして、取りまとめに大変に御苦勞をお願いいたしました高橋分科会長に総括的な御説明をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

高橋副委員長 分科会長を仰せつかりました高橋でございます。

それでは、お手元の「利用者本位の福祉の実現に向けて～福祉サービス市場とこれからの福祉～」と題しました東京都社会福祉審議会意見具申（案）について御説明を申し上げます。

時間の関係もございますので、幾つか大事なところだけを御指摘申し上げるという形になろうかと思いますが、御容赦をいただければと思います。

当初、この委員会の検討の中で、三浦委員長から検討メモというものが提出されました。福祉サービス市場というのが急速に、介護保険以降、立ち上がってきていて、これについて改めてその特性を分析し、今後の福祉政策のあり方について論点整理をしようという趣旨のメモでございました。

そのようなことを受けまして、東京都における福祉サービス市場、これは全体として我が国に導入した介護保険及びその他のさまざまな福祉改革の中で導入された大きな流れでございますが、それと同時に、それだけでは尽くすことのできないさまざまな課題があることももちろんでございますので、その場合について、まずは福祉サービス市場というのはどういうものなのかということ整理した上で、今後の福祉のあり方について、幾つかの論点を整理したというのがこの構成でございます。

全体は、目次をごらんいただきますと、大きく3つの部分に分かれております。第1章は福祉を取り巻く状況の変化ということで、福祉がこの時点でどうなっているかということの整理でございます。その中から福祉サービス市場というものを取り出しまして、その特性と活性化と利用者支援、利用者保護の仕組みという、いわば、介護保険導入以降、さまざまな提供主体の多様化、多元化ということで、現実にはサービス供給量は飛躍的に介護サービスの場合は拡大いたしました。利用者も大変大きく伸びております

し、使う費用もいわば5割増しというか、今、4兆円から出発して6兆円のオーダーということになっております。これはまさに、介護保険サービスにおいて介護サービス市場というものを導入したことによる成果でございます。

他方、さまざまな課題はございます。福祉サービス市場の成果を活用しつつ、いわゆる利用者本位の福祉というものを実現するためには、市場というのは、比喩的に言えば、やや暴れ馬のようなところがございますが、これをきちんと飼いならしまして、適切な利用者本位の福祉を実現するためには、従来の福祉政策のあり方をもう一步越えたといひましようか、新しい福祉政策のあり方を探求する必要がある、そしてそれについてはどういう論点があるのかということで、第3章で利用者本位の福祉の実現に向けてということで、とりわけ地域における新しい福祉がどうなるのか、それから施策、これは従来の行政が管理し、執行するというタイプの施策から、最近の行政学やいろいろなところで用いられる表現を借りれば、ガバナンスという概念がここでも、導入をして少し議論をいたしました、新しいタイプの市民参加、都民参加も含めながら、新しい担い手が現れつつあって、そして、それはおのずから地域における福祉ということになりますと、その見方といひましようか、そういうものを変えていく、それに従いまして、区市町村や東京都の役割を新たに考え直したらどうだろうかという、これはいわば全体として介護サービス市場、福祉サービス市場というのが登場する中で、我々の福祉施策のあり方を従来型の政策といひましようか、東京都でもさまざまな試みをやりながら、従来型の政策を改革していこうという努力をこのところ続けておられますけれども、そういうものを改めて位置づけようという考え方で、この意見具申の案がつくられております。

それでは、各論に入って少し御説明を申し上げたいと思います。

「はじめに」ということでは、今までの東京都の審議会の検討経過等が整理をされておりますが、平成12年以降の介護保険の導入という中で措置制度から契約制度に移行してきて、その中で利用者が自ら必要な福祉サービスを選択し、直接契約に基づいて利用することができる市場が形成されたという事実認識を書いています。しかしながら、これはいわば疑似市場とか準市場というふうに言われますが、サービスの価格が公定価格であり、利用限度が設けられている等々、疑似市場というものであって、これは一般の財・サービスとは違う福祉サービスの特性というものを踏まえますと、違うものであるということから、福祉サービスのあり方にふさわしい仕組みづくり、福祉サービス市場がワーカブルというか、うまく動くように、そして、本来の福祉サービスのねらうところでございます、利用者本位の提供というものを可能にするような仕組みづくりというものが重要であるという視点をまず指摘した上で、しかしながら、福祉サービス市場とはいうものの、契約にはなじまない部分が多々ございますので、これは措置制度に基づいて提供される等の分野が存在をしているということでございます。

その中で、全体としては福祉サービスの提供が行政の役割という視点から見ると、直接の提供者から福祉システム全体の調整者への役割という転換が起こっているのも、そ

の構造といいましょうか、あるいは役割といいましょうか、そういうものを全体として整理して御提示申し上げて、今後の福祉政策の推進のあり方について参考にしていただくという考え方でございます。

第一章につきましては、まずは福祉サービス市場ということで、介護サービスの領域、それから保育ニーズにこたえるための東京都の認証保育所の創設等、市場原理を活用した福祉サービス市場というものの拡大ということがまず指摘され、その上で提供主体の多元化というものが起こってきている。これもいろいろな領域について数字の集積をし、一方で、福祉サービスの利用者像ということでいえば、要介護者という概念から、すべての人々の生活を支えるサービスとしての福祉サービスという中で、必要に応じて自らの責任において必要なサービスを選択、利用する、いわば消費者という　　いわばということでございますが　　福祉サービスの対象者から消費者への転換ということを利用者像の変化として挙げてございます。

東京都でも、これは御承知のように、さまざまな福祉改革の取組が行われて、「選択、競い合い、地域」というキーワードの中で福祉サービスの東京都の独自の取組をしてまいりました。また、社会保障制度改革という意味でいえば、これもさまざまな領域で御承知のような国の動きが急ピッチで進んでいるのは御承知のとおりでございます。

また、この点を考えるのに非常に重要なのは、地方自治制度改革という意味で、こちら辺が大変大きな福祉行政のあり方にもインパクトを与えるわけでございますが、これは、2つほどございまして、一つは、基礎自治体の中に地域自治組織を設置するという、これは今後、大都市東京の中でいろいろな意味で注目すべき動きでございます。さらに、これはもう言うまでもなく、財源という面でいえば、三位一体改革、これは東京都としても独自の提言をなさっているわけでございますが、三位一体改革があって、新しい税源移譲、それから補助金の見直し、地方交付税の見直しという改革が地方自治体の姿を随分規定していくということになるかと思えます。

そういう前提の中で、これからの福祉を考える視座ということでいえば、これはとりわけ東京は深刻になっていくわけですが、人口減少社会、それから社会保障改革、これも年金に始まりまして、これはある意味でサイクルのようにこれから継続するわけでございますが、介護制度が取り組まれ、やがて医療制度改革が取り組まれという形で、これは急激な高齢化の進行、それから人口減少社会の中、経済の成熟化の中で、そして一方で、これは失われた10年以降、財政は非常に厳しい状況の中で、社会保障の持続可能性という、そこら辺がキーワードになる改革がこれから進められていくということになるわけですが、その中で、東京都の福祉需要のあり方というか特性については8ページ以降、幾つかサービス利用者の特性、それからサービス提供主体の特性、その他の特性という形で整理をいたしました。9ページの下にそれをまとめまして、東京では三世帯世帯の減少、共働きの一般化、独り暮らしの増加等によりまして、保育や介護など福祉ニーズが高いと。一方で、人口密度等の視点からいえば、サービス提供主体にとつ

ては集約的、効率的な事業展開が可能だと。あるいは、福祉サービス基盤については、さまざまな施設整備上の課題、それから住宅の課題というのがある。

しかし一方で、多様な福祉サービス提供主体、これは民間企業やNPO、民間の自由な活動というのは東京で非常に集中的に展開をしている。他方、東京は日本の縮図とも言える、島しょ部から多摩、区部に至るまで、大都市からいわば過疎地、島部まで抱えていて、ここら辺は常に配慮すべきである等々含めまして、全体として、利用者本位の福祉の実現ということで、このような状況を踏まえながら、市場ベースとして提供するサービス、NPO、ボランティアなど、地域で提供するサービス、措置制度など行政が提供するサービスを組み合わせながら、質の高い福祉サービスを地域の中で利用できるような基盤整備という指摘をして、その場合に福祉サービス市場という、これは疑似市場としての福祉市場ということを書いてございますが、これについてまだまだ活用の仕方、あるいはその問題点、課題、それを適切に利用者本位の福祉を実現するために誘導していく、そのあり方等々の課題が多々ございますので、これについて改めて整理をして、これは東京都及び区市町村がこれから福祉システム調整者として機能する場合に、こういう点についてきちんと配慮をしながら、それぞれの施策を立ててほしいという視点で福祉サービス市場のあり方を第二章で整理してございます。

第一点は市場原理ということで、これは言わずもがなのことを整理した上で、福祉サービスの機能というものがどういう形で必要かということをも3つの条件として挙げてございます。その中で、福祉サービス市場というのは市場の持つ長所を活用し、利用者のニーズに合った質の高い福祉サービスの提供を目指すということで、とりわけ福祉サービスが選別的なサービスから普遍的なサービスへの変化の中で福祉サービス市場というのは大きな役割を拡大できる、これはサービス供給量の拡大という点では、市場というのは大変うまくいくのでございます。これはもう既に介護保険の4年間の実績が明らかにしたわけでございます。これが措置制度のままだったら介護サービスはどうなっていたであろうか、またこの状況の中でどうなっていたらどうかということをよく議論しておりますが、そういうことを含めまして、しかしながら、幾つかの論点があるということです。まずは福祉サービス市場の特徴は一般市場に比べて公定価格と利用限度額、それから税財源や保険等の仕組みによって、利用者に購買力が付与されている、これが大変重要でございます。これは、介護サービスでいえば、上限額を決めます保険料を負担し、1割の負担をすれば9割引きでサービスができるというのは、そういう意味で購買力を付与するという仕掛けが入っているわけでございます。

一方で、利用者と事業者の間に情報量の格差がある。情報の非対称性とよく言われますが、利用者は適切な情報を十分把握することができないまま、サービスを使わざるを得ない。それから、サービスの選択や契約に当たって判断能力が不十分なために、何らかの支援が必要である。それから、事業者については事業者指定という形で、市場参入を無限定に許容しているわけではない。一定の質を担保し、標準的なサービスを提供で

きると認定された事業者のみが参入できる。さらに、事業者は営利組織と非営利組織が共存をしているという特性がある。さらに、福祉サービスについては尊厳を持って自立した生活を送るためのサービスであること。それから、利用者の生活に必要不可欠であり、直接ニーズを充足するために提供されるサービスであること。それから、福祉サービスは非常に個別性に富んだものであること。これらの市場の特性と福祉サービスの特性を踏まえながら、活性化を図る、これが1点でございます。それから、利用者保護の仕組み、これは利用者ルール確立、権利擁護、そういうものをきめ細かく整理する、これが福祉サービス市場を円滑に利用者本位のサービスとして機能させるための条件であるという指摘でございます。

まずは、福祉サービス市場の活性化ということで、規制緩和の議論。それから、資金調達等についてさまざまな課題がある。それから適切な公定価格。それから、地域の実情に合ったサービスメニューの設定等の、いわば参入促進と言いますが、そういう側面が1つある。それと同時に、さまざまな多様な事業者が参入するということであれば、これは東京都の福祉改革のキーワードでございますが、「競い合い」をきちんと可能にするような条件整備、競争条件の整備です。それから経営基盤のぜい弱な事業者に対してきちんと支援ができるようにする。とりわけ、措置制度以来、行政からの福祉サービスの受託者として独占的、あるいは優位な地位を占めている社会福祉法人にはさまざまな課題がございます。ここで3点ほど指摘してございますが、今後とも社会福祉法人というのは福祉サービスの供給の中では非常に重要な役割を果たし続けますし、これは福祉サービス市場の内部での供給者としてと同時に、福祉サービス市場が機能しない分野での福祉サービス供給主体として、今後非常に重要な役割を果たし続けるという認識で、この取組について論及し、また、まだ福祉サービス市場は非常に未成熟であるということ踏まえて、新しいさまざまな試み等をきちんと流通させることがあるだろうという指摘をさせていただきます。

さらに、健全な市場維持という点でいえば、これも介護保険の中で次第に明らかになってきたわけでございますが、不適切なサービス提供ということが往々にして存在をするわけございまして、健全な市場維持ということであれば、不適正、不適切な行為を持った事業者は排除するという仕組みは大変重要でございます。それについて、指導・検査体制、事業者指定の仕組みの改善、さらに苦情対応、権利擁護の仕組みの活用等をしてしながら、不適切な事業所を排除できるような仕掛けをきちんとつくっていくという指摘をさせていただきます。

第三節では、福祉サービス市場の特性の中で、利用者がしばしば契約制度の当事者としての力を十分発揮できない、これは高齢者、障害者、児童も含めてですが、その場合に、まず利用者支援、利用者保護の仕組みでございますが、選択のための情報を提供する仕組み、これは13年の答申でこの点に触れました。それから第三者評価、その後、東京都は第三者評価をさまざまな形で実践はしてございますが、そういうものの普及、

定着。それから、個々に情報を入手しにくい人に、いわゆる情報バリアフリーという議論ではございませんが、利用者間の情報格差の解消ということをしています。

それから、18ページでは契約支援ということで、利用者保護の仕組みを進めるため、各種の契約支援制度を十分活用できる、そういう定着ということをごさいますて、もちろん、まず制度周知と相談窓口、このあり方、これはなかなか従来から取り込まれながら効果が上がっていないと思っておりますが、そういうもの。それから、地域ネットワークの形成と人材確保、とりわけ成年後見制度や権利擁護への仕組み等について、さまざまな新しいアプローチが今後求められる。それから、成年後見制度、権利擁護について、地域福祉権利擁護事業も含めまして、制度枠組みがまだ不十分である、とりわけ、成年後見制度については低所得者が利用しにくい制度になっている等々含めて、制度改革が必要だというような点。

それから、その次の点は、福祉サービス利用者を保護するためのルールをきちんとつくっていく。これは一般市場の中で消費者契約法というようなものがあって、消費者保護をする仕組みはございますが、福祉サービスという視点からいいますと、まだ不十分であるということで、幾つかの点、情報提供の努力義務のみであるとか等々、幾つか問題があって、これについて改めて整理をします。これはサービスにアクセス権、平等原則、事業者の注意義務、情報提供助言義務、書面交付義務等々、整理をいたしました。そういうことを通じまして、市場内ルールを整備する必要があります。

さらに、苦情対応や権利擁護の仕組みということで、これを第三者性の確保、専門性の確保、地域での連携体制の整備と3点を挙げながら、区市町村を中心として苦情対応や権利擁護の仕組みをさらに整備していく必要がある。

以上が、福祉サービス市場のあり方、これを幾つかの局面にわたって整理をいたしまして、その課題について指摘し、これが東京都や区市町村の施策の中でどういう形で、どういう課題があるかということを示したものでございます。

第三章は、そのような福祉サービス市場を活用しながら、具体的に福祉サービスを使いこなしながら、東京都民が生活を地域の中で維持していく、暮らしていく、暮らし続けていくための施策のあり方ということで、利用者本位の福祉の実現に向けてということを書きました。

地域における新しい福祉として、福祉サービス市場をはじめとして、ボランティア、NPOのサービス、それから行政のサービス等々、福祉サービス市場は、ある一つの重要な役割を持つものではあるけれども、すべてではないということをごさいます。さまざまな、いわば福祉ミックスという言い方も従来からされてまいりましたが、そういう視点で福祉のあり方を幾つかスケッチをいたしました。

これまでの福祉ということで、従来の福祉についての指摘をした上で、行政の役割が22ページでございまして、変化してきていると。そのキーワードということになると、要するに福祉システム全体を調整していく、3つ目ぐらいの の後段に書きましたけれ

ども、多様な福祉サービス提供の仕組みを活用しながら、福祉サービスを必要とする人々に対して必要なサービスが行き届くよう、ニーズ把握から計画策定まで、地域における福祉システム全体を調整していくことである。

そして、これについて地域のニーズ把握、幾つかの局面について整理をいたしました。が、地域のニーズ把握と多様な主体の協働ということで、福祉の計画化というものの意味、これは福祉関連8法以来、今日の障害者計画や子育て支援計画に至るまで、計画の法定化というのが進んでおりますが、これを改めて位置づけたいというふうに考えました。従来、ややもすると、計画というのは計画担当部局がつくって、現場とは切り離されたものとしてつくられてきたという経緯がございますが、計画というのは改めて福祉サービス推進の、とりわけこのような多元的な中で福祉サービス推進の重要なかぎになるという認識でございます。しかしながら、今日の中で新しい多様な主体の協働の中で、計画というものが進んできたとはいえ、さまざまな課題があると。とりわけ、地域における利用者ニーズの把握、それから、さまざまな多元化に伴う、いわばNPOやボランティアとの協働の重要性、そして、法的サービスの欠点や、すき間を補うために、公的なサービスとなっていない、非常に地域の参加に基づくさまざまな諸活動も重要である。そういうことも包み込んで、地域のニーズ把握と多様な主体の協働という視点が重要になってくる。

それから、地域における福祉政策形成への参加。これは計画というのが行政計画としてということより、ある意味ではコラボレーション、あるいはパートナーシップというキーワードで掲げられているように、地域の特性を踏まえて住民等の多様な主体の参加と協働を実質的にしていくという指摘をして、これは24ページでございますが、これまで行政、ガバメントが行っていた計画策定、政策立案から実施、進行管理、評価といったさまざまな段階に地域住民やサービス提供者等、多様な主体が参加し、対等な立場で協働しながら、地域における福祉施策を推進するという視点、姿勢というふうに書きました。これはあえて新しい概念でございますが、福祉ガバナンスというものでもあると。地域におけるサービスの現状やニーズ、情報を把握し、地域の特性、実情に応じた政策を企画立案し、地域の中にサービスを行き届かせる、そういうタイプの新しい概念設定が必要なのではないかと。

これをまた実現するためには、担い手の問題があるということで、福祉サービスの利用者と提供者、それから、とりわけ、地域における活動の中核を担う専門家たちというものを活用しながら、地域の社会資源を活用したネットワーク形成が必要であり、なお地域に根ざした地方公務員という書き方をいたしました。が、地域ネットワークの構築や地域住民の新たなコミュニティづくりに積極的に参加できるような職員の意識改革、専門組織の設置、専門的なノウハウと意欲を持った職員の戦略的配置、住民のニーズに対応した柔軟な施策立案、事業展開が可能になる組織体が必要である。これは、私がかねがね23区や市でいろいろな仕事に参加して、痛切にある意味では感じているところで

ございまして、やっぱり行政管理型の職員というタイプではなくて、コミュニティワーカー型の職員、これをまた培っていくためには従来の人事配置の考え方ではちょっと無理である。これは私の私見でございまして、この意見書とはちょっと別でございしますが、ということを感じておりまして、こちら辺のことにそういう視点を込めております。

そんなことで、地域における福祉の視点としては、従来から言われております対象者別の福祉の見直し、それからもう一つは、区市町村を単位とした自治体単位の区域だけではなく、利用者の生活圏域を踏まえた、福祉サービスの利用圏という視点での施策展開。これは言うまでもなく、200人の自治体から80万人を超える自治体までと多様でございまして、そういう多様性を踏まえつつ、こういう利用圏という視点、それから総合的、包括的な施策展開、これも縦割りから、とりわけ東京の場合は健康福祉が今後一体化されて新しい部局ができるというふうに伺っております。そういうものを踏まえた包括的な体制。それから分権の時代にふさわしい政策という指摘をしております。

さらに、区市町村の役割としては、この福祉ガバナンスの具体的な実践者はまさに区市町村でございまして、このような取り組みへの先駆的事例ということで、サービス基盤の整備等として、足立区や武蔵野市、それから杉並区の試み、それから利用者の支援として品川区、足立区、それから多摩南部の試み、それから事業者に対する指導として、町田、多摩の試み等を紹介しながら、やはりこういう意味で福祉ガバナンスという視点を実現するための試みを課題提起しております。

さらに、東京都の役割といたしましては、直接的な福祉サービスの提供者という役割を大きく転換し、広域自治体として広域的、専門的な視点からの区市町村と連携、協力しながら福祉政策の基盤整備、利用者支援の仕組みなど、地域における福祉政策の支援の展開ということを、現在の福祉改革もまさにそういうものだということでございまして、継続すると同時に、区市町村に対する支援、それから利用者支援の仕組みづくり、事業者の指導、検査、そして国への提案と要求等々に含める東京都の役割を整理いたしました。

最後に、今までの議論を整理しながら、最終的に2つの論点を取り上げておきました。まず、社会保障制度改革ということでございまして。今後、いろいろな水準で政治のレベルでもさまざまな論議がなされるわけでございますが、今後、国のあり方の中で徹底した議論が必要になるだろうということで、第1点を指摘しております。それから、東京都独自の補助制度について最後に若干の指摘をいたしました。さまざまな補助制度というものを今まで東京都としては独自の制度づくりをやってまいりましたが、それについても今後、福祉サービス市場における競争条件の整備、補助の誘導効果といった視点を踏まえるとともに、地域の特性と実情を踏まえた独自性や先駆性が発揮できるような補助制度、そういう方向で検討し、その効果、必要性について不断の検証、見直しが必要であるという指摘をいたしました。

ちょっと時間をたくさんとってしまいましたが、以上が意見具申全体の内容でございます。

三浦委員長 どうもありがとうございました。

事前に、この意見具申案につきましては、御配付申し上げておりますので、一通りお目通しをしていただいているかと思えます。その上に立ちまして、今、高橋分科会長から要点をお話しいただきました。これからしばらく御意見等をちょうだいしたいと思います。どうぞ遠慮なく御意見等ございましたら、出していただきたいと思います。

どうぞ。

大木田委員 介護保険ができて、4兆円から6兆円に今、介護保険の費用が膨れ上がってきていると。これが将来的には20兆円になるということですが、今回の検討の中で、できるだけ介護費用の膨張を防ぐために介護予防ということがいろいろと言われてきておりますけれども、介護予防にかかわる検討というのはどんなことがされたのか、ちょっと伺いたいと思います。

高橋副委員長 御趣旨からいいますと、これは介護保険のあり方論ということになりますので、ここではもちろんそういう意味では、サービスの利用者の中身、質というかそこから辺が問われるという議論にはなりますが、ここではあえて介護保険のあり方等の議論はしてございませんので、積極的に取り上げて検討したということではございません。

三浦委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ、そのほか。

本沢委員 18、19ページのところの利用者支援のところに出てきたことが、例えば東京都の役割について出てくる34ページにいくとあまり反映されていないように思うのです。私がかかわってきたところからすると、契約書のモデル作成やなんかをいたしまして、それに関しては19ページにかかわることなのですが、東京都として一応モデルを出して、その見直しがアンケート調査といいますが、事業者対象の調査をしますと、やはり見直しをぜひともしてほしいということで要望も出てきておりますので、ある意味、事業者に対する弱小事業者の支援ということも含めてですけれども、利用者支援としてはその点を東京都として何かしていただきたいというのが一つ。それからもう一つ、利用者支援のところでは、先ほどのやはり同じようなところで18ページですか、後見の話が出てますが、東京都としては福祉サービス利用援助事業のことで独自の姿勢をたしか出したはずですので、その点ももう少し入れていただけると、ここでは第三者評価システムづくりで、一応情報と第三者評価が出ているのですが、それ以外も一応してこられたので、もう少し今までのものをさらに発展させるというような形で入れ込んでいただけるといいのではないかと思います。

高橋副委員長 おそらく、この意見具申を踏まえて、今のご指摘も踏まえたような論点は東京都としてこれから取り組んでいただけるものというふうに思っております。

小美濃委員 不適正な事業者を市場から排除するということは、これは大変重要なこと

ではないかと思っているのですけれども、今、不適正かどうかという線引きの中に、過剰介護を提供している事業者が多い。そのために、本来、介護保険が導入されてよくなるべき、自立に向かうべき人も実は寝たきりのほうに向かっていってしまうということが大変大きな問題になっていると思うのですね。ただ、この意見具申ですと、法令違反ですとか、介護報酬の不正請求などと、ある意味、法律から逸脱したものに対しては確かに指導とか監督を強化していくことは書いてあるのですけれども、過剰介護というのは、ある意味、契約の盲点みたいなものがありまして、本人との自由意思ですよ。それによって過剰介護が提供されている、そういうことに対する抑制策というのでしょうか、そういうものがどのようにお考えなのかなというのが1点。

それと、全体的にかかわることなのですけれども、今、国のほうで非常にスピードアップしているというんでしょうか、介護保険と支援費制度の一体化というんでしょうか、これが始まってしまうと、根本からこの考え方というのは、おそらくまたやり直さなきゃ行けないだろうなという気が.....、というのは、明らかに支援費制度のほうは今、介護保険に比べて私から見るとレベルができていない、成熟していないと思っているのですけれども、それが一緒になってしまうと、うまくいっている介護保険をもっとうまくいかそうという考え方とはちょっとまた違った方向になっていくんじゃないかと思うのですけれども、その2点についてお考えください。

高橋副委員長 不適切な事業者の件で、過剰介護の話は先ほど介護予防のお話も御指摘いただいたとおり、介護保険の運用の中でいろいろこれから真剣に検討していかなければならない議論というふうに思っておりまして、ここではもう少し各論というよりは一般論で書いてございますので、まだ各論までちょっと踏み込まないで整理をさせていただいたというのが正直でございまして、この考え方を踏まえながら、御指摘の趣旨等はおそらくそれぞれの部局でご検討がいただけるのかなと、あるいは介護保険の適正化の中でそういう議論は既に進んでおりますので、そういう形でやられるのかなというふうに考えております。

それから、支援費の議論でございますが、私も当事者の1人なので、なかなかお答えしづらいのですが、支援費と介護保険が統合されるとは私は認識しておりません。要するに、障害者のサービスのある部分を介護保険の枠組みを活用するという視点だと思っております。障害者サービスのすべてが介護保険に統合されるという話ではないと思っておりますが、そのあり方と姿というのは、慎重に検討するようということと東京都も提言をしていただいておりますので、まだまだ姿が見えておりません。そんなことを踏まえまして、これはまた改めて、そういうことが起こったときに社会福祉審議会として取り上げるべきことであるということになれば、身体障害者にかかわる検討と社会福祉の検討ということで、東京都のレベルでそれをどうしていくのか、これが審議会の議論としてやるべきことならば、そこでまた今までの流れを踏まえながら議論が取り上げられるものだろうなと思っております。また国の制度としての姿が見えていない段

階ではなかなか議論がしづらかったと考えております。

お答えになりましたでしょうか。

小美濃委員 わかりました。

三浦委員長 よろしいでしょうか。あと、何かございますれば。

どうぞ。

渡辺（康）委員 私、全体について御意見を申し上げたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

まず、審議のあり方について申し上げたいと思うのですけれども、年末の総会以来、2度の分科会が開かれましたが、議事録は公開されておられません。中間的な論点整理が年末に議論されて、その後、半年たっているのですけれども、都民には何らその後の経過について情報提供はないと。今回、いきなり最終意見具申だという点では、議事運営上好ましくないのではないかと考えているのです。

今回の意見具申案の23ページにも、パブリックコメントの問題や政策策定段階の過程、住民参加の重要性、こういうものを指摘しておりますけれども、今回の審議のあり方自体、この指摘と矛盾すると私は考えるのですけれども、しかも、この意見具申案を正式に受け取ったというのは土曜日、一昨日ということであります。前の論点整理はごくあらましのものだったということもありますから、これは初めて見るということになるわけですね。せめて、1週間前には届けていただきたいと、そして、きちっと読んで意見をまとめるということができればいいのではないかと、最初にその点を申し上げておきたいと思えます。

それでは、意見具申の内容についてちょっと意見を申し上げたいと思えます。

基本的意見は、私は12月の総会で論点整理に対して発言をしたとおりで、基本的には変わっておりません。その上に立って、まず、12ページの市場原理の評価ですけれども、3つ目の で市場原理が機能するための3つの条件を挙げて、4つ目の で現実の市場ではこれらの条件が十分には満たされていないと指摘するなどの配慮はありますけれども、それにしても2つ目の の市場原理の評価はあまりにも楽観的なものではないかと私は思います。市場原理は確かに経済の分野ですぐれた側面も持っております。しかし、市場原理は質の高い商品を供給している企業だけが生き残る原理ではありません。そうではなく、価格相応の商品を提供している企業が生き残る原理であり、質の低い商品も需要があり、かつ価格相応であれば存在し続ける、それが市場原理だと思えますし、その市場原理のもとでは多様な商品が供給されますが、その商品の質と価格に強い相関関係があります。これはだれでも経験して、御承知のところだと思います。こうした、市場原理の根本的な問題をさらに掘り下げて、福祉の分野への導入を拡大していくということが本当に適切なのかどうか、そういう点では再検討する必要があるのではないかと私は考えております。

次に、中でも重要なことは、低所得者への支援の問題なのです。意見具申の24ペー

ジにサービスの購入という言葉が出ています。福祉の市場化ではサービスの売買という関係になりますが、低所得者への支援について抜本的な対策を検討することが必要だと前回の総会でも指摘しましたけれども、今回の案には反映されていないのは理解に苦しむところでございます。第三節の利用者支援、利用者保護の仕組みづくりで、都の福祉サービス総合支援事業などに若干触れてはおりますが、福祉の市場化が進む中で生まれている重い負担の問題がこれだけで解決するとは到底考えられません。社会福祉における行政の責任は、福祉サービスを必要とする人に必要なサービスを行き届かせることだと2ページあるいは33ページに強調されておりますけれども、必要なサービスを十分に利用できるだけの所得がない人に必要なサービスをどうやって行き届かせるのか、この問題は本格的に検討を行うべきだと私は考えます。生活困窮者等のニーズに対する行政の責任は今後も変わるものではないと2ページにも書かれておりますが、本当に一言で片づけられない話ではないかと私は思います。

関連していえば、東京都福祉局は先日、生活保護制度の改革案の試案を政府に提出しました。教育扶助を高校生にも給付することや、福祉事務所の機能強化など、全体として画期的な内容になっています。しかし、都に聞くと、これはあくまでも国への提案であって、都として独自に何かやろうというつもりはないと聞いておりますけれども、それではあまりにも他人事ではないかと言わざるを得ません。もちろん、国に提案することは重要です。国を先導するために都として何をやるのか直ちに検討し、都の来年度予算に反映していただきたい、同時に、こういう問題こそ、この社福審で十分に検討していただきたいと思います。そういう問題をわきへ置いて、福祉サービスの市場化をいかに推進するのかという議論を社福審でしているというのは、疑問を感じざるを得ないと私は受けとめています。生活保護制度の改革と同時に、より幅広い低所得者対策の抜本的な強化が必要です。東京都社会福祉協議会の機関紙、「福祉広報」2月号では、大田区のケースワーカーの方が、低所得者対策がないために生活保護への負担が増加していると指摘して、さまざまな社会手当制度を拡大していくことが必要だと提起しております。これは非常に大きな問題提起だと思っています。このような問題を含め、今回の意見具申案は低所得者対策が非常に抽象的で、極めて不十分と言わざるを得ません。ぜひ、再検討していただきたいと私は思います。

次に、各論的なものに入ってしまうのですが、申し上げます。まず、4ページの2つ目のの従来の福祉サービスの対象者は行政が認定したサービスを受受するだけの存在であった、こういう記述ですけれども、これはいささか失礼な言い方ではないでしょうか。60年代の生活保護の朝日訴訟を引くまでもありませんが、従来福祉サービス利用者の多くの方が、単にサービスを受受する存在ではなく、権利の主体者として立ち上がり、裁判で闘ってそれが福祉の拡充を切り開いてきた側面もあると思います。3月に勝訴判決があった学資保険裁判もそうです。この表記はぜひ書き改めていただきたいなと思っております。

次に、8ページ。最初の の高齢者世帯の平均所得と全世帯平均との比較ですが、この前後の文脈は世代間の負担の公平の問題であり、高齢者はもっと負担能力があるとしか読めません。しかし、高齢者世帯の負担について考える場合は、平均所得で見えてはいけません。高齢者世帯の場合は他の世代に比べて所得格差が非常に大きいことを必ず配慮しなければならないというのは社会福祉の世界ではいわば常識になっているのではないかと思います。平成8年度の厚生白書でも、世帯主が高齢者である世帯と経済状況は、平均的にはそれ以外の世帯に比べて遜色がないと述べた後、しかし、高齢者世帯は所得格差が大きい、いわば持てるものと持たざる者との格差が大きくなっており、高齢者の負担を考える場合には若年者よりもきめ細かい配慮が必要となるときちんと指摘をしております。

昨年、岩波書店から、東洋大学助教授で国立社会保障人口問題研究所にもおられた駒村康平助教授が『年金はどうなる』という本を出されておりますが、その中でも、高齢者は豊かになったという見方も強くなっているが、それはあくまでも平均値にすぎないことを忘れてはいけません。高齢者の所得は格差が大きいという特徴もあると指摘し、所得の低い人への負担に配慮することが大事だという強調をしております。ところが、意見具申ではそういう問題に全く言及がありません。目配りがありません。厚生白書と同様、高齢者世帯の所得格差に言及することはどうしても必要だし、これは書き加えていただきたいということも強く求めたいと思っています。

その次に、3つ目ですが、33ページ第五節の2つ目の で、都が果たすべき役割は従来の直接的な福祉サービスの提供者という役割を転換とありますが、都がどれほど直接的な福祉サービスの提供者の役割を果たしてきたかというのでしょうか。初めから、多くの福祉サービスの中のほんの一部にすぎないのではないかと私は思っています。特養にしても障害者施策にしても児童養護施設にしてもほとんどが民間の社会福祉法人が取り組んでいるのではないのでしょうか。広域的な視点からの仕組みづくりや区市町村支援などが重要なことは当然ですが、福祉サービスを必要とする人にサービスを行き届かせるために、都が直接的な福祉サービスを提供しなければならない、または提供することが望ましい場合は少なくない、その役割はなくなっていない、引き続き重要だということもきちんと述べていただきたいということも強く求めたいと思っています。

それから、地域における福祉コミュニティづくりですけれども、第三章の第二節、第三節の地域における福祉の問題は重要な提起だと私は思います。前回の総会でコミュニティワーカーについて話題になったけれども、意見具申で言及していただきたいと思えます。都としてコミュニティワーカーの育成に取り組む必要があると考えます。さらに、コミュニティづくりの本格的な検討に都が踏み出すべきだということもはっきり書いていただきたいと思えます。これは地域福祉にとっても重要なことは言うまでもありませんが、福祉にとどまりません。例えば、震災、防災、防犯対策にとっても重要な課題になっていると思えます。ところが、都はかつて生活文化局にあったコミュニティ文化部

という組織をなくし、事実上、コミュニティ行政から手を引いた経過がございます。改めて、都市型コミュニティをいかに東京でつくり上げていくのか、本格的な検討と対策が必要なときだと思えます。全国的には、小学校区単位にコミュニティづくりが成功している例もありますし、今回の意見具申でこの問題にもはっきり言及し、都において全庁的な検討が始まる一石を投じていただきたいと、都が局の垣根を越えて都市型コミュニティづくりの検討をやるべきだと考えております。ぜひ、意見具申の中に書き込んでいただきたい、こう強く要望したいというふうに思っています。

以上、御意見まとめて報告しました。

三浦委員長 御意見としましては、大変重要な御意見だと思いますけれども、一番最初に私が申し上げましたこの意見書をまとめていくにあたりまして、まず、最終案の資料の配付がすこぶるおくれた、この点については確かに私のほうからおわびをしなければならぬと思っております。できるだけ早くということでしたが、最後まで調整に手間取っていたということもありまして、できるだけ事前ということ、先週末になったのではないかと思っておりました。その点は確かにおわびしなければならぬかと思っております。ただ、これまでの経過につきましては、2回でございましたが、拡大という形をとりまして、できるだけご意見をいただくということをとってきたことと、それからもう一つ、こちら公募委員の方々もいらっしゃいますものですから、ある意味では都民の方々も御意見等もそこでちょうだいしておるとい判断をしております。

そのほか、これは審議会の方でございまして、審議会のほうではホームページその他の報告を出しているというふうなことで、起草委員会の中身は出していない点がございますけれども、むしろその点は皆さんのご意見等をちょうだいしながら、できる限り反映させてみたというつもりでおるわけです。ただ、確かに十分じゃないということと言われれば、まだ十分でなかった点はあるかと思っておりますけれども、そういった努力はしてきたつもりでおりますので、できますれば御了解いただければと思っております。

それから、後の方の御意見につきましては、かなり基本的な見解のところ、少し意見の違い等々が出てきているようでございますので、これはむしろ御意見として承っていただきたい。ここで文を修正するとなりますと、違う意見も随分ございますから、修文というわけにはいかないだろうと思っておりますので、そういう意味で、一つの御意見としましてこれはちょうだいさせていただき、できるだけ協力させていただくという形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

その他、何か。

高橋副委員長 社会保障政策の全体のあり方として整理をする必要がある御意見であったかと私も認識しておりまして、そういう意味でいえば、東京都の議論の範囲を越えるようなお話も多々あったかなというふうに思っております。

それから、最後のほうの御指摘は大変大事な御指摘だと認識しておりますが、これは

また別途検討すべき課題かと認識をいたしました。改めて東京都のほうでお考えいただくテーマかなと思いました。

三浦委員長 そんなようなことをごさいますて、よろしければそういう取り扱いとさせていただきますればと思っておりますけれども。

そのほか、いかがでございますでしょうか。

この最後のところで先ほど分科会長のお話ございましたけれども、特に2つの点について、問題提起が出てきていたかと思えます。そのうちの一つが社会保障制度改革のあり方、まさしく今ちょうど社会保障制度全体のかなり抜本的な形の見直し、改革ということが迫られてきたわけをごさいますて、それと非常に深いかかわり方を持ってくる部分だと思えます。先ほども渡辺委員が出されました、本当にその中で十分に議論しなきゃならない問題ではないかなと思っておりますので、実は今回の意見具申におきまして、そこまで全部展望するまではいかなかったわけですので、あくまでも今回の意見具申というのは、福祉サービス市場というのが現実に形成されてきておるということの中に立って、それをどう評価するのかということと、さらにそれをどのような形で活性化するかということと同時に、一方におきましては、それに伴う弊害と申しましょうか、こういったことについてどういった形で、そういったものが起こらないような措置をとるかという、そのようなところを中心に置きながら、福祉サービス市場という流れとしましては、当然の避けることのできない流れになってきたんだろうというふうに思っているわけです。そういうふうなことを踏まえた上で、今後の福祉のあり方についてということでもまとめられてきたということだと思えます。

本当に分科会のほうで随分御議論いただいたわけをごさいますけれども、私も時々参加させていただいております。実は、新しい論点、視点というのが次に出てきているのではないのかと思っております。これは私個人のことなのですが、最近よく、私などの理論については少し時代がたったんじゃないかという批判が2、3、文章が出てきておりますけれども、ある意味では新しい市場が出てきている中において、従来のニーズに対応する供給システムというだけでは不十分で、市場の原理をどういうふうに踏まえてくるかということがないと、次の新しい社会福祉の展開というのがどうも切り開けない。その意味では、この辺の議論をぜひ深めていく必要があるということで、こういう問題提起をさせてもらったわけをごさいます。その意味では、分科会のほうでも大変ご苦労をかけながら、よくまとめていただいたのではないかと思っております。

そのほか、何か御意見ございましょうか。

もしも、よろしければ先ほど渡辺委員等の御意見があったということをご十分とどめてもらった上で、意見具申としてこれを知事のほうに差し上げるという形をとりたいと思っておりますけれども、そのようなことではいかがでございますでしょうか。

どうぞ、渡辺委員。

渡辺(康)委員 今回のこの問題については福祉サービス市場ということをご基本に、こ

れからの福祉ということで、限定された中身の意見具申ということだとは思うのですけれども、しかし、先ほどちょっとこれは意見ということと質問的なものといろいろ混ざってありますけれども、私としてはもう少しこれからの福祉ということを考えれば、先ほどちょっと申しましたような内容もこの社福審では取り上げていただきたいなと思っておるわけですが、そういう点で、全体としていかなもののでしょうかということになりましたね。私としてはいささか言いにくい点はありますけれども、皆さんの取り組んでこられた努力ということについては多といたしますけれども、内容的にはちょっと賛同しかねるということも申し上げておきたいと思っています。

三浦委員長 そういう意味では1人、反対意見というものが出ておりますが、満場一致ではございませんで、そういうことを承知の上で意見具申という形で提出する、そういう措置をとらせていただきたいと思っていますが、それでよろしいでしょうか。ほかの方々、そういう措置でよろしいでしょうか。

それでは、昨年5月から御検討をいただきまして、ただいま御審議等をお願いいたしておりました「利用者本位の福祉の実現に向けて～福祉サービス市場とこれからの福祉～」というふうなことでの意見具申(案)でございますけれども、これを一応、本審議会の意見具申という形で御承認をいただき、その上で石原知事のほうにご提出申し上げたいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。どうもありがとうございます。

それでは、ちょうど局長、ずっとお見えでございましたものですから、ただいま決めさせていただきます意見具申をお渡ししたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

「利用者本位の福祉の実現に向けて～福祉サービス市場とこれからの福祉～」本審議会は標記について審議を重ねた結果、別紙のように意見を取りまとめたので、社会福祉法第7条第2項の規定に基づき意見を具申する。東京都社会福祉審議会委員長三浦文夫。東京都知事石原慎太郎殿。どうぞよろしくお願いいたします。

〔意見具申 手交〕

幸田福祉局長 長時間、本当にありがとうございました。

委員の皆様方、本当に長い間、大変ありがとうございました。確かに受領させていただきました。知事に後日報告をさせていただきます。本当にありがとうございました。

三浦委員長 それでは、ここで局長のほうからごあいさつをいただければと思いますので。

幸田福祉局長 福祉局長の幸田でございます。

ただいま、三浦委員長から知事あての意見具申をちょうだいいたしました。本来であれば知事が参りまして受領すべきところでございますが、所用がございまして、私がかわって受領させていただきました。まことにありがとうございました。

本審議会に置かれましては、昨年5月に専門部会として「これからの福祉」検討分科

会を設置し、東京の社会福祉が抱える今日的課題につきまして、幅広い観点から御審議
いただいていたわけでございます。高橋分科会長をはじめ、分科会委員の皆様、とりわ
け起草委員の皆様方には大変精力的に御審議をちょうだいいたしました。本日、委員長
のほうから、審議会委員の皆様のご総意ということで意見具申をおまとめいただきました
ことに対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

お話にもございましたけれども、平成12年度の介護保険制度の導入以来、昨年4月
には支援費制度の導入、移行ということで、多くの福祉の分野で契約へというふうに移
行をしております。これまでの行政による措置から、利用者の選択に基づく契約へ
ということでございます。この点では、サービスを利用する仕組みが大幅に変わったわけ
でございます。

都ではこうした状況を踏まえまして、多様な事業者によります競い合いと利用者の選
択によりまして、福祉サービスの質と量を充実させ、利用者本位の新しい福祉を実現す
べく、「福祉改革推進プラン」「T O K Y O 東京福祉改革 S T E P 2」を策定し、福祉改
革を積極的に推進しているところでございます。

本日、ちょうだいいたしました意見具申では、福祉サービス市場の特性を踏まえた
上で、その活性化の方策とともに、利用者支援、利用者保護の仕組みづくりの整備の必
要性について体系的にまとめていただくとともに、これからの行政の役割として、地域
の中で活動しておられる住民の方々やNPOなど、多様な提供主体と連携、協働しな
がら、福祉サービスの基盤整備や利用者支援の仕組みづくりを進めるべきとの御提言を
ちょうだいしたところでございます。

ご案内のように、この8月には福祉局は健康局と統合いたしまして、福祉保健局とし
て新たなスタートを切るわけでございます。意見具申でも御指摘いただきましたように、
今後は福祉、保健、医療施策の連携を強化いたしまして、より総合的、包括的な施策展
開を目指していく所存でございます。東京の社会福祉は、大都市としての特性に起因す
るさまざまな課題を抱えているところでございます。都は、本日ちょうだいいたしまし
た御提言を踏まえながら、地域での自立を支える利用者本位の新しい福祉の実現を目指
しまして、福祉改革を一層推進していく所存でございます。

1年間にわたる御審議を賜りましたことを重ねてお礼申し上げます、委員長はじめ、
委員の皆様方に今後とも引き続き御指導賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
本日は、まことにありがとうございました。

三浦委員長 どうもありがとうございました。

今のお話にもございましたけれども、あえて申すまでもないことだと思いますが、東
京都におきましても、このたびの私どもの審議会の意見具申を踏まえていただきまして、
区市町村とともに、地域のさまざまな主体と連携、協働しまして、分権時代にふさわし
い新しい福祉の実現に取り組まれることをぜひ期待をしておきたいと思っております。

特に、今日、いろいろ御意見等いただきましたけれども、実は福祉の状況は今、大き

く変化をしつつあります。今日、幾つかの極めて具体的な施策等の問題も出てまいりましたし、そのほか、社会保障全体にわたるかなり重要な御意見等も出てまいりました。その意味では、今回の意見具申だけにとどまらず、さらにこの審議会としまして、検討を深めていかなきゃならない課題も非常に多くあるのではないかと考えております。その問題もぜひ、今後とも続けて御検討いただくことができると存じておるわけでございます。

今期の審議会でございますけれども、会期は7月12日までとなっております、私どもの任期も7月12日ということになっております。そういう意味では、実質的には本日の第52回総会で終わるわけでございます。そういう意味合いから、きょうのこの総会が終わるということだけではなくして、今期第16期の審議会を終了するということになるかと思っております。

これまでの間、委員の皆様方大変熱心な御発言、いろいろな御意見をちょうだいいたしまして、とりあえず今、差し迫った問題であります福祉サービス市場を中心とします、福祉のあり方についての意見具申をまとめましたけれども、先ほど申し上げましたように、まだ多くの課題が残ってきておるわけでございます。このことにつきましては、第17期以降の委員の方々をお願いをするということにしたいと思っております。

それにいたしましても、これまで不十分な委員長でございましたけれども、皆様方の御協力によりまして、とりあえずこの意見具申をまとめたことはありがたく思っております。皆様方の御協力に深く感謝を申し上げたいと思っております。

特に、事務局のほうから何かほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会はこれをもちまして終了させていただきたいと思います。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

(午前11時27分 閉会)

問い合わせ先
福祉保健局総務部企画課
電話 03-5320-4019